

1000円  
以上！

# 最賃裁判ニュース

NO.10

2012年

5月23日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855

## 第5回裁判報告 次回は8月8日水10:30~(裁判所前10時集合) 第3次34名が追加提訴！総計102名の大量原告団

5月23日、第5回裁判の直前に第3次原告団34名の追加提訴行動が行われ、横浜地方裁判所で受理されました。その後、10時30分から第5回裁判が開かれました。原告(第1次・2次)は13名参加し、集まった支援者は約120名で傍聴抽選がされ第3次原告5名を含む傍聴者で法廷はあふれ返り、先延ばしする国に対する怒りが渦まきました。

**追い詰められた被告=国は「次回計算式について反論する」ことを約束。いよいよ核心に入ります。**

### 病気の妻を介護しながらの57才 原告のギリギリの生活と労働

原告陳述した伊久間さん、17歳から54歳まで内装工の仕事をしていましたが、不景気で3年前に内装工の仕事をやめました。その後職探しをしたが何十社も断られてしまい、この末に、警備会社の仕事が見つかりました。2010年の夏、暑い中、39日間一日も休むことなく連続で働かされたため、出血性胃潰瘍になって入院しました。朝はやくから夜おそくまで働き続け、倒れる前の3日はいつ寝て、いつ食事をしたのか覚えていません。

警備員の仕事をやめたあと、運送会社で梱包作業のアルバイトをはじめました。時給は、950円です。会社の都合で月に10日ぐらい働いて、毎月の給料は12万円ぐらいです。「私の生活は、毎日、食べていくのだけで精一杯のぎりぎりの暮らしです。私が過労で倒れたあと、妻が倒れ昨年、入院。今夫婦二人の医療費などで月10万円以上かかってしまいます。私の給料12万円と、妻の障害年金6万円の半分以上は医療費のためになくなってしまいます。毎月、手元に残る現金は3万円を切っています。そこから毎日の食事や日用品をまかなっています。スーパーのチラシを見て、一番安い食材を買っています。家財や衣服は買っていません。趣味娯楽に使うようなお金は一銭もありません。私は、生活のために休みなく働いて病気になりました。体を壊すことなく、普通に働いて、普通に生活できる社会にするためにも、一刻も早く最低賃金の引き上げをしてほしい」と訴えました。

＜裁判終了後の記者会見・報告集会＞法廷で意見陳述した伊久間さん(前列左から3人目。右は小越国学院名誉教授)はじめ、弁護団、第3次原告の方々。記者会見は朝日・共同・時事・産経の記者が参加。



### 弁護団から憲法と国際人権規約に触れて、国の違法性を論述

弁護団からは、憲法の生存権と勤労権、そして「労働者とその家族の生活が相当な水準を営むことができるだけの報酬を得ること」を定めた国際規約(79年に日本が批准した社会権規約)を基本に、最低賃金が設定されねばならないこと。さらに、2007年の最低賃金法改正過程で「健康で文化的な生活を営める」という文言が入り、更に強く生活保護基準を下回ってはいけことが強調された事を主張。被告=国の「最低賃金の水準が生活保護の水準を下回っていても『配慮』の範囲で違法ではない」などという主張は全く成り立たず、「5つのごまかし」により、月額生保額と最賃時給への計算方法で600円もの乖離がある現行の低すぎる最賃額を放置することは、国の裁量の逸脱・濫用で違法であることが、強く主張されました。

# 追い詰められた被告=国は「次回裁判で計算式について書面を出す」と約束

**被告=国** 原告の主張は「月額的生活保護費を時間額に計算する際、最低賃金額の乖離が大きい」ということである。この点について、次回裁判で計算の根拠、検討の経過について整理して述べる。ただし、この準備にはそれなりの検討と準備の時間が欲しい。3ヶ月程度はいただきたい。

**裁判官** では次回期日は8月8日とする。原告側からも主張される計算の根拠を出していただきたい。

《最低賃金裁判 第3次提訴にあたっての声明》

## 『最低賃金 時給千円以上を求め 34 人が追加提訴！』

—原告 102 人の切実な訴えを聞き、一刻も早い勝利判決を—

2012年5月23日 最賃裁判原告団、弁護団、神奈川県労働組合総連合

(1) 私たちは本日、厚生労働大臣と神奈川県労働局長を相手に『少なくとも時間額 1000 円以上に決定すべき』との「時給 1000 円以上に！最低賃金裁判」を横浜地方裁判所に第3次の提訴をしました。昨年夏の第1次、第2次提訴団に続き、今回新たに 34 名が原告団に加わり、総勢で 102 名の大量原告団となります。国の最賃法・憲法違反への当事者たちの怒りは大きく広がっており、全国初めての裁判の勝利解決は、いよいよ待たなしいえます。



(2) 第3次原告団は、神奈川県連の組合員や裁判の呼び掛けに共感する時間額 1000 円未満で働く非正規労働者で構成し、年齢は 20 歳代から 60 歳代、男女ほぼ同数、大手自動車工場の期間工やヘルパーや介護職、コンビニ・タクシー・流通・弁当生産工場・運送・大手ファミリーレストランなど様々な産業・業種で働く労働者です。2 人の学生の子供と一人の稼ぎで暮らすシングルマザー、非正規で主たる生計を賄う人、長時間労働で体を壊し高齢の親を介護しながら非正規で働く未婚の女性、生活保護を受給しながら働く人、ダブル・トリプルワークで働く若者などなど、「今の千円を割る低い時給では最低限の生活もできず、健康も壊れる。結婚や将来の希望が全く持てない！」との強い憤りを持ち、「一刻も早く国の最賃法や憲法に違反する最賃額を改めて、時給千円以上の判決を出して欲しい！」と決意して立ち上がりました。

(3) 憲法 27 条はすべての国民に勤労権を、25 条では生存権を、13 条では幸福追求権を保障しています。労働基準法第 1 条は人たるに値する生活保障をうたい、07 年改正の最低賃金法第 9 条 3 項では「労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」(改正当時の厚生労働大臣は「整合性とは生活保護基準を下回らないこと」と答弁)となっています。そして 09 年政権交代した民主党マニフェストは「最低賃金は全国平均 1000 円、最低でも 800 円」を公約し、10 年 6 月の政労使・雇用戦略会議はこの公約を「できる限り早期に」との合意までしています。しかるに、07 年の最賃法改正から 5 年たっても最賃額は生活保護基準を下回ったままです。

この最大の原因である月額的生活保護基準を時間給に置き直す際の計算のゴマカシ(①労働時間、②勤労必要経費、③生活扶助計算、④住宅扶助、⑤公租公課率)について、被告=国は法廷で正面から反論もせず、「最低賃金の水準が生活保護の水準を下回っていても『配慮』の範囲で違法ではない」という不当な態度です。これを法廷と運動で打ち破り、私たちは必ず勝利判決を勝ち取ります。 以上。